

見守り 新鮮情報

事例1

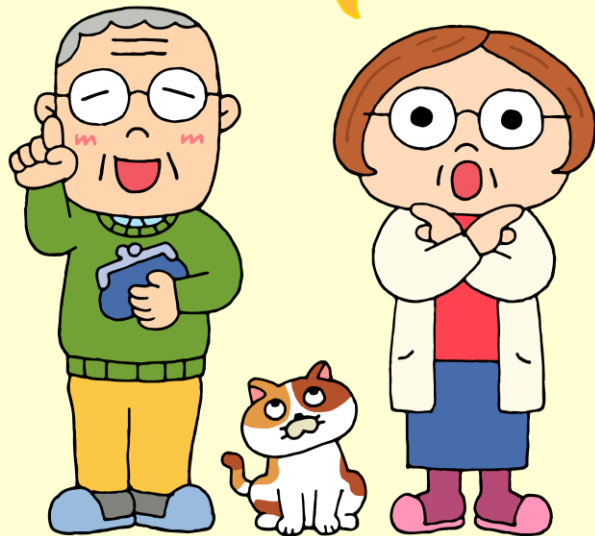
母親に、何度もしつこく海産物購入の**勧誘電話**があり、**断**っていた。最近は電話を取らなくなったが、昨日その事業者からの**力二の不在通知**が**入**っていた。受け取り拒否をしてよいか。

(当事者：
80歳代 女性)

注文してないなら
支払い不要!

事例2

実家に行ったところ、母親宛てに**注文**していない健康食品が**届**いており、定期購入と書いてある紙と**払込用紙**が**同封**されていた。どうしたらよいか。
(当事者：90歳代 女性)



©Kurosaki Gen

一方的に送りつけられた 商品の代金は支払い不要!

ひとこと助言



見守るくん

すぐに
処分
できるよ

- 特定商取引法が改正され、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送りつけられた商品は、直ちに処分することができるようになりました。
- 一方的に商品を送りつけられても、お金を支払う必要はありません。商品を開封・処分しても支払いは不要です。
- 贈答品などの可能性もあります。まずは家族などに心当たりがないか確認しましょう。また、注文したことを忘れていないか思い返してみましょう。
- お金を支払ってしまっても取り戻せる場合があります。すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第409号 (2021年11月16日) 発行：独立行政法人国民生活センター

岡山市消費生活センター公式LINEで
最新の消費生活情報をチェック!



機 関	岡山市消費生活センター	岡山県消費生活センター
電 話	(086) 803-1109	(086) 226-0999
受 付 時 間	月～金曜日 ※祝日・年末年始除く 9時～16時	火～日曜日 ※祝日・年末年始除く 9時～16時30分